

平成 26 年度

第 1 回 寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 26 年度 第 1 回 寝屋川市景観審議会

日時：平成 26 年 7 月 18 日(金)

午後 2 時 00 分から

場所：寝屋川市立産業振興センター

3 階 第 1 セミナー室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 第 3 期寝屋川市景観審議会会長及び副会長の選任について
- 3 景観重点候補地区視察
- 4 景観審議会に報告するもの
 - (1) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（試案）」について
 - (2) 寝屋川市景観審議会スケジュールについて
 - (3) 「景観重点地区指定に関するアンケート調査（案）」について
- 5 その他
 - ・「(仮称) 寝屋川市屋外広告物条例」の進捗状況について
- 6 閉 会

以 上

平成 26 年度 第 1 回 寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 : 寝屋川市立産業振興センター 3 階 第 1 セミナー室
- 3 出席者
- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 委 員 | 会 長 | 増 田 | 昇 |
| | 副会長 | 山 野 | 高 志 |
| | 委 員 | 坂 口 | 行 洋 |
| | 委 員 | 井 上 | 容 子 |
| | 委 員 | 白 川 | 清 司 |
| | 委 員 | 熊 田 | 将 男 |
| | 委 員 | 星 野 | 創 |
| | 委 員 | 田 中 | 稔 |
| | 委 員 | 中 村 | 一 二 三 |
| | 委 員 | 岡 本 | 至 |
| | 委 員 | 亀 田 | 博 夫 |
| | まち政策部部長 | 大 西 | 道 彦 |
| | まち政策部次長 | 橋 本 | 一 彦 |
| | 都市計画室長 | 大 坪 | 史 郎 |
| | 都市計画室課長 | 竹 本 | 明 広 |
| 事務局 | まちづくり指導課 | 課長代理 | 野 口 勝 彦 |
| | 同 | 係長 | 乾 佳 純 |
| | 同 | 係長 | 下 谷 和 生 |
| | 同 | 係長 | 荒 垣 幸 信 |
| | 同 | 副係長 | 山 附 直 也 |
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

只今より平成26年度第1回寝屋川市景観審議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、会場の都合上、十分な広さがとれずご不便をおかけいたしますが、ご了承の程、よろしく願いいたします。

本日は、委員11名のご出席をいただいております。委員11名中11名の出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第4条第2項の開催要件を満たしております。

議題に入ります前に、本日の審議会につきましては、本年5月より新たに第3期目を迎えまして、初めての開催ということとなりますが、今般の委員改選により委員の方々の変更がございましたので、委員皆様方のご紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、第3期景観審議会委員に就任いただきました、各委員の皆様を順不同にてご紹介させていただきます。

初めに、景観部門といたしまして、大阪府立大学大学院 研究科長の増田 昇様でございます。

次に、法律部門といたしまして、俵法律事務所 所属弁護士の阪口 行洋様でございます。

次に、建築部門といたしまして、奈良女子大学 理事の井上 容子様でございます。

次に、都市計画部門といたしまして、大阪府立大学工業高等専門学校 准教授の山野高志様でございます。

次に、行政部門といたしまして、元寝屋川市 理事の白川 清司様でございます。

次に、建築部門といたしまして、大阪府建築士会よりご推薦いただきました、(株)安井建築設計事務所 熊田 将男様でございます。

次に、経済部門といたしまして、北大阪商工会議所からご推薦いただきました、寝屋川支所長の星野 創様でございます。

次に、農業振興部門といたしまして、寝屋川市農政推進協議会からご推薦いただきました、同会会長 田中 稔様でございます。

次に、自治振興部門といたしまして、前任の佐部田 貢一様に代わりまして、自治推進協議会からご推薦いただき、新たに任命されました中村 一二三様でございます。

次に、一般公募委員の岡本 至様でございます。同じく亀田 博夫様でございます。

次に市側の出席者の紹介をさせていただきます。

景観審議会を所管いたします。まち政策部部長の大西でございます。まち政策部次長の橋本でございます。都市計画室長の大坪でございます。都市計画室課長の竹本でございます。まちづくり指導課課長代理の野口でございます。同じくまちづくり指導課管理担当係長の乾でございます。審査指導係長の下谷でございます。開発担当副係長の山附でございます。最後に私、開発担当係長であります荒垣と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議録につきましては、後日、ホームページと市役所情報コーナーにて、公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の橋本よりご挨拶申し上げます。

橋本課長

<開会の挨拶>

事務局

それでは、初めに景観審議会規則第3条第1項に基づきまして、次第2の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

なお、会議の運営上、会長が選出されるまでの間、大西部長が仮の座長を務めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

異議なしとのことでございますので、大西部長、よろしくお願ひいたします。

大西部長

それでは、会長が選出されるまでの間、仮の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。これより、会長・副会長の選出にあたりまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。会長及び副会長の選出方法につきましては、景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員皆様方の互選となっております。

大西部長

只今事務局より説明がありましたが、委員の互選により定めることとなっております。それでは、互選の方法はいかがいたしましょうか。

委 員

推薦ではいかがでしょうか。

大西部長

推薦というご意見がございましたが、他にご意見等はございませんか。

各委員

なし

大西部長

他にご意見がないようですので、それでは推薦ということでよろしいでしょうか、

各委員

異議なし

大西部長

異議なしとのことですので、推薦により決することといたします。どなたかをご推薦される方はおられませんでしょうか。

委 員

第2期に引き続き、会長には景観形成における学識と景観審議会委員としての実績・経験を併せもたれている増田委員が適任と考えます。副会長には空間形成や住環境形成など多様な研究をされている山野委員に、引き続きお願いしては存じますがいかがでしょうか。

大西部長

みなさん、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

大西部長

ご異議ないようですので、只今ご推薦のありました増田委員を会長に、山野委員を副会長に決することについてご異議ございませんか。

各委員

異議なし

大西部長

只今委員の皆様方のご賛同がございましたので、第3期寝屋川市景観審議会の会長を増田委員に、そして、副会長を山野委員に決定いたします。それでは、会長が決まりましたので、これ以降の運営については増田会長にお任せいたします。増田会長、山野副会長、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、ここで増田会長、山野副会長におかれましては前方の会長席及び副会長席へと移動をお願いいたします。

では、新たに就任されました増田会長に一言ご挨拶について、よろしく願いいたします。

会 長

<会長挨拶>

事務局

それでは、次第3に記載しております「景観重点候補地区の視察」に出発したいと思いますが、視察にあたりましては区内の歩道が狭く歩きにくくなっておりますので、寝屋川せせらぎ公園及び市駅西側駅前広場から全体視察をしていただきたいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。資料2のご持参をお願ひいたします。

<現地視察>

事務局

皆様、大変お暑い中の現地視察、お疲れ様でした。では会議を再開したいと思います。
それではまず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

<配布資料の確認>

それでは、増田会長に議事進行をお願ひしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、議事に入っていきますが、お手元の次第にありますように本日は審議する案件はございませんけれども、報告案件とその他がございます。報告案件は景観計画の変更（試案）について、その次にスケジュール、アンケート調査（案）についてということになっております。順次説明をいただいて議論をし、説明、議論という形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4（1）景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（試案）」について、説明をよろしくお願ひいたします。

事務局

<景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（試案）」について>説明

会 長

ちょっとだけ補足をしますと、資料1との関係は2ページに今回景観重点地区にする（仮称）寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区の位置を示しております。その次に12ページに景観形成の方針が記されております。今説明にあったように寝屋川の玄関に相応しい景観をつくり、市民がふれあい、語らい、憩える、都市拠点に相応しい景観形成をめざすことと、せせらぎ公園と調和した景観づくりを進めるということが記されております。その次に、25ページに手続きが対象とする行為として、建築物の見付面積が10㎡を超える改修計画も含めて対象となっております。また、工作物、その他の手続きが必要となる行為です。

その次に、景観形成基準ということで配置、建築物の形態意匠、色彩、外壁囲障、その他が記されており、基本的に色彩基準については、これまでやってきた他の駅前地区と同等となっております。資料1との関係について補足いたしました。

いかがでしょうか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委 員

今日現地視察をしてこれまでの景観重点地区と違いとして、せせらぎ公園がありまして、資料を読んだなかで香里園西側駅前広場周辺景観重点地区と似た景観形成となって

おり、せせらぎ公園や市駅西側駅前広場との調和となっていますが、せせらぎ公園もあるということでもう少し特徴が出せないかという気がします。

会 長

何か、特に配慮したことはございますか。資料1の25ページの景観形成基準の建築物の形態意匠に記されている、「自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。」や緑化について工夫された点はあるのでしょうか。

事務局

委員がおっしゃられたように香里園西側駅前広場周辺景観重点地区等を参考としており先程の現地視察でもご説明いたしました。人工的要素と自然的要素が相まった形で良好な景観形成をしたいという思いがあり、また、会長からもご説明いただきましたように、建築物の形態意匠の「自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。」であったり、外壁囲障のところ「寝屋川せせらぎ公園及び市駅西側駅前広場との調和に配慮する。」といったような点につきまして、他地区との違いというか他地区のいいところも含めまして、景観形成基準に反映させたものでございます。

会 長

もう一工夫あってもいいんじゃないかということだと思います。

委 員

植木関係ですが自然に生えているような感じがあり統一的にできないものか。また、道路が狭くゆったりした感じにはならないと感じる。そのあたりが何とかならないものかと感じます。

会 長

わたしもどちらかというと緑地計画を専門としているが、駅前広場を見てヤマモモの剪定状況やせっかくのケヤキの成長がいいものと悪いものがあることなどが気になりました。委員がおっしゃるように、樹木の剪定などが景観形成に配慮されていない点は気にはなりますが、景観計画や景観行政ではなかなか指導できないという状況があります。市内部でせせらぎ公園や駅前広場を管理されている部局に、このような景観に配慮する旨の意見が出ているとお伝えいただけたらと思います。

他、ご意見等ございますでしょうか。

委 員

寝屋川市駅西側は電車に乗った時に非常に目に入るところであり、わたしも初めて寝屋川市駅に来た時に駅のホームから見る駅前の風景が印象に残っています。景観重点地区の説明のところで「市の玄関口」とありますが、25ページの部分には「市の玄関口」があまりふれられていないので、もう少し何か反映できないものかなと思います。

会 長

景観形成方針あたりに何か反映できないものか。「寝屋川の玄関に相応しい」だけでは

なく、格式が高いとか、景観計画の目標像が「寝屋川らしさとおもむきということを協働でつくっていきましょう」ということであつたり、「元気な都市をつくっていきましょう」と、それらの玄関口になりますので、寝屋川らしさとか、おもむきとかを玄関口に相応しい形で景観形成方針の中に反映できないものでしょうか。

事務局

会長、副会長からご意見いただきましたので、そういった部分を持ち帰らせていただいて第2回景観審議会において、一定反映させていただきお示したいと思います。

会 長

他はいかがでしょう。

わたし自身、もう一点気になるのが屋外広告物への対応が可能なのか。景観行政で、できる限界と屋外広告物でできることと両方あると思うが、駅前の景観というのとはかなりの部分が広告物規制で実現できるということがあります。今日はその他のところで屋外広告物について報告がありますが、これから建物の建替えとか広告物の更新時期に、今よりもう少し格式というか、落ち着いた風景に変える景観上の指導が屋外広告物規制でできるという目途はあるのでしょうか。

事務局

昨年度に策定させていただきました屋外広告物のガイドラインの中で、一定駅周辺の方角性というものは確定しておりますし、12月の議会で屋外広告物条例の付議を予定しております。施行を周知期間をとって来年4月を目途に作業を進めているところでございます。したがって、4月以降からは新たな規制・誘導を進めてまいりますので景観重点地区の指定とあわせて両輪で指導・規制・誘導を進めてまいりたいと考えております。

会 長

前よりは、更新が起これば規制・誘導がやっていけるということでしょうか。

事務局

もちろんそのとおりでございます。建物の更新にあわせて屋外広告物の指導もあわせて行ってまいりたいと考えております。

会 長

かなりの部分はそこに大きなウェイトがあるような気がします。

他何かご意見ございますでしょうか。

それでは、各委員からいただいた駅前としてももう少し主張があってもいいんじゃないかということと、もう少し緑化も含めてアクティブに他の駅前と差をつくれないうことを事務局の方で更なる検討をしていただき、屋外広告物の方とは見識ある駅前というか、あるいはここでうたっている寝屋川らしさ、おもむきあたりをきちんと出せるように検討していただきたいと思います。

事務局

了解いたしました。

会 長

それでは、次第4（2）の寝屋川市景観審議会スケジュールについて、ご報告をいただければと思います。

事務局

<寝屋川市景観審議会スケジュールについて>説明

会 長

ご意見いかがでしょうか。

資料3にありますように基本的には10月に予定されております第2回景観審議会の一部アンケート調査の結果も踏まえ、あるいは、今日の意見も踏まえて素案の提示があって、そこで微修正をし原案告示をして、都市計画審議会を経て、第3回景観審議会につながっていくと、したがいまして、現在はお気づきの点を案に反映できる期間となっておりますので、本日以降にお気づきの点がありましたら事務局までご連絡いただければと思います。

事務局

アンケート調査につきましては、本日の審議会が終わり次第、順次、発送してまいりましてお盆前を目途に回収させていただきたいと考えております。したがいまして、そのような時間もございますので、お気づきの点がございましたら事務局までご連絡をいただき、第2回の景観審議会に一定反映させていただきたいと考えております。

会 長

それでは次第4（3）の「景観重点地区指定に関するアンケート調査（案）」について、ご説明をいただければと思います。

事務局

<「景観重点地区指定に関するアンケート調査（案）」について>説明

会 長

いかがでしょうか。資料4に基づいて調査をされるということですけど何かお気づきの点ございますでしょうか。

委 員

7ページのところ、問—2の(13)「玄関口としてり良好なイメージ形成・・・」となっており、玄関口としてりはミスプリントではないのか。それと問—2の番号は(1)～(16)ではないのか。また、(16)その他は(17)ではないのか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。ご指摘の点も含めて再度精査し修正させていただきます。

委員

文字が見つらくなっておりもっと鮮明にしてください。

事務局

ご指摘のとおり修正させていただきます。

会長

文字をゴシック体で使用する際、タイトルに使用するのはいいが文章にゴシック体を使用するのは見つらくなるため、文章を読んでいただくためには明朝体の方がすっきりすると思います。

事務局

ご指摘のとおりそのようにさせていただきます。

会長

7ページのところには少し踏み込んだ形で（7）建物の色彩は、原色や彩やかな色彩は避け、樹木の緑や土、石などの自然の色と馴染みやすい色合いとし、周辺環境とも調和した色彩を用いる。あるいは、直接景観行政ではできないが、（13）玄関口として良好なイメージを形成するため、屋外広告物やサイン等の統一感（大きさ・色彩・設置位置等の統一性を図り乱雑な印象を避ける。）やデザインの向上に努める。このあたりに賛成をいただいて、景観形成方針のところを少し踏み込んで書くということになるかと思えます。

それと現地視察で歩いているときに4ページのその他のところに（16）夜のまち並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。とありますが、夜の評価はどんなものでしょうか。今よりは良くなるという感じなのか。委員の皆様いかがでしょうか。

委員

8時ぐらいには商店街のほとんどが早く閉まるため夜の方が落ち着いた感じになる。

事務局

事務局からもご説明させていただきます。せせらぎ公園、駅前広場の整備に当たっては、夜の景観にも一定配慮した形で街灯を設置しているものでございます。

会長

せせらぎ公園あたりは低い位置からのガーデン灯がいいと思います。高い位置から光を当てると反対に影を発生させてしまうことになります。下から光を当てると葉の裏が明るくなり、夜見ていると明るくなり、また、安心感も発生します。

事務局

貴重なご意見として施設管理者とも情報共有してまいります。

委員

先程、ご指摘のあった印刷の不鮮明とも関係しますが、マンセル表色系を資料として添付しているものの色がぼんやりとしているため、可能であればマンセル表色系については、ホームページのどこかにアップしてそこを見てくださいとか、枚数が少ないのであればできる限りきれいな印刷にされてはいかがでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、印刷に関しましてもよりいいものを使用させていただきます。また、ホームページへの誘導につきましても検討させていただきたいと思えます。

会長

委員ご指摘のようにマンセル表色系は非常に難しいところがございます。ホームページでも微妙に違いますし、持っている画面によっても違いが出てきますができる限り鮮明なものをご配慮願います。

事務局

了解いたしました。

会長

アンケート調査というのはある意味啓発活動の一種だと、今こういうことが検討されているんですよということを知ってもらうという意味でもいいことだと思います。また、色については、どこかに注釈が要るかもしれません。

事務局

ご指摘のとおり反映させていただきたいと思えます。

会長

それでは、これらの点をご配慮いただいて、アンケート調査に入っていただければと思います。よろしく願いいたします。

本日予定していた報告案件は以上でございます。よろしいでしょうか。

あと、その他がございまして、屋外広告物条例の進捗状況について、ご報告をお願いいたします。

事務局

<「(仮称)寝屋川市屋外広告物条例」の進捗状況について>説明

会長

前回の審議会でも、ここにございますように10個程の意見が出されまして、それに対して市の方で対応を考えていただいているという状況でございます。いかがでしょうか。

建築物と違って屋外広告物の方は割りと即効性があるかもしれませんが。建築物を指導していくというのは更新時期がなかなか来ないものですから。また、商工会議所などには出前講座的に行かれるんでしょうか。

事務局

そのように考えております。

会 長

他いかがでしょうか。

第2回の景観審議会で最終議論をするんでしょうか。

事務局

第2回の景観審議会のパブリックコメントで、どういった意見があったかというのを
ご報告させていただきたいと考えております。

会 長

審議するんでしょうか。報告を受けるだけでしょうか。

事務局

先ず、パブリックコメントを実施した結果の反映する項目ですとか、そういったこと
についてご報告をさせていただきまして、それらの内容のご審議をお願いしたいと考
えております。

会 長

他ございませんでしょうか。

それでは、その他につきましても意見交換ができたということでございます。本日予
定しておりました、案件については全て終わったかと思えますけど、事務局の方で他に
何かございますでしょうか。

事務局

特にございません。

会 長

委員の皆様方、他に何かございますでしょうか。

各委員

意見なし。

会 長

それでは、皆様方のご協力によりスムーズに会議が進みまして、ありがとうございます
でした。事務局にお返ししたいと思います。

事務局

閉会に際しまして、まち政策部部長であります、大西よりご挨拶申し上げます。

大西部長

<閉会の挨拶>

(閉 会)